

件名

金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八号第一項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する者を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）第六十八条第一項第三号の規定に基づき、金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第一項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する者を定める件（令和三年金融庁告示第五号）の一部を次のように改正し、令和五年三月三十一日から適用する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>金融商品取引所等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第六十八條第一項第三号に規定する金融庁長官が指定する者は、同号に規定する市場デリバティブ取引に基づく債務を履行すべき会員等（府令第一條第二項第十一号に規定する会員等をいう。）と資本関係を有しない者であつて、銀行法第十四條の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）<u>第三條第四号</u>の表の第一欄に掲げる者からそれぞれ同表の第二欄又は第三欄に定める信用格付の付与を受けている者とする。</p>	<p>金融商品取引所等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第六十八條第一項第三号に規定する金融庁長官が指定する者は、同号に規定する市場デリバティブ取引に基づく債務を履行すべき会員等（府令第一條第二項第十一号に規定する会員等をいう。）と資本関係を有しない者であつて、銀行法第十四條の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等に<u>基づき</u>、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）<u>第三條第三号</u>の表の第一欄に掲げる者からそれぞれ同表の第二欄又は第三欄に定める信用格付の付与を受けている者とする。</p>